

社会福祉法人彦根市社会福祉協議会
介護予防・日常生活支援総合事業（第1号通所事業）運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人彦根市社会福祉協議会が開設する彦根市北デイサービスセンター（以下、「事業所」という。）が行う彦根市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防通所介護相当サービスおよび通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）（以下、「第1号通所事業」という。）の適正な運営を確保するために人員および運営管理に関する事項を定め、本所の生活相談員または看護職員、介護職員等の従事者（以下、「第1号通所事業介護従事者」という。）が、社会的孤立感の解消および心身機能の維持ならびに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、要支援状態にある高齢者に対し、適正な第1号通所事業を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の第1号通所事業介護従事者は、要支援者・事業対象者に意欲を高めるような働きかけをすることにより、その心身機能の改善、環境調整等を通じて自立を支援し、生活の質の向上および自立の可能性を最大限に引き出す支援を行うこととする。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・福祉・医療サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 上記の他「彦根市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防通所介護相当サービスの事業の人員、設備および運営ならびに介護予防通所介護相当サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準ならびに介護予防通所介護相当サービスに要する費用の額を定める要綱」（平成29年3月27日告示第47号）および「彦根市介護予防・日常生活支援総合事業における通所型サービスAの事業の人員、設備および運営に関する基準ならびに通所型サービスAに要する費用の額を定める要綱」（平成29年3月27日告示第48号）に定める内容を遵守し事業を実施する。

（事業所の名称等）

第3条 事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 彦根市北デイサービスセンター

(2) 所在地 滋賀県彦根市馬場一丁目5-5

（職員の職種、員数および職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数および職務内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、それぞれの利用者に応じて通所介護計画を作成し、利用者またはその家族に対し、その内容等について説明を行うものとする。なお、介護予防通所介護計画および通所型サービスA介護計画の作成にあたって、介護予防サービス・支援計画書(1)(2)の内容に沿って作成するものとする。

(2) 生活相談員 1名以上

管理者の補助ならびに利用者又はその家族の生活の相談に応じるとともに、介護予防通

所介護計画および通所型サービスA介護計画に基づいたサービスの実施のために必要な連絡調整を行う。

(3) 看護職員 1名以上

介護予防通所介護計画および通所型サービスA介護計画に基づき、主として利用者の健康管理を行う。

(4) 介護職員 6名以上

介護予防通所介護計画および通所型サービスA介護計画に基づき、主として利用者の介護を行う。

(5) 機能訓練指導員 1名以上

介護予防通所介護計画および通所型サービスA介護計画に基づき、主として日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

(6) その他補助職員 1名以上

利用者の状況に応じて配置し、事業所職員の業務を補助する。

(営業日および営業時間)

第5条 事業所の営業日および営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月31日から1月3日を除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

(3) サービス提供時間 午前9時30分から午後4時40分までとする。

(うち緩和型サービスは、希望により午後3時までの利用とすることができる。)

(第1号通所事業の利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、1日40人とする。

(通所介護、第1号通所事業を含む。うち緩和型サービスは6名とする。)

(注：利用定員は、当該事業所において、同時にサービスの提供を受けることができる利用者の数の上限をいうものであること。)

(第1号通所事業の内容および料金その他の費用の額)

第7条 第1号通所事業の内容は、次の通りとし、第1号通所事業を提供した場合の利用料の額は、彦根市長が定める基準によるものとし、当該第1号通所事業が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に示された割合の額とする。また、法定代理受領サービス以外のサービスを利用した場合、ご本人が償還払いの手続を行うに当たって必要となるサービス提供証明書を交付する。

(1) 必要な日常生活上の世話

(2) アクティビティ

2 前項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けるものとする。

(1) 食費・・・780円

(2) おむつ代・・・150円 (パット代 50円)

(3) コピー代・・・10円

(4) 当日キャンセル料・・・食費分780円 (ただし、利用者の体調不良等正当な事由が

ある場合は、この限りでない。)

(5) 教養、材料費

ご利用者の希望によりレクリエーション活動の材料代等の実費

- (6) 前号に掲げるもののほか、第1号通所事業の提供において通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担を求めることが適当と認められる費用

- 3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者またはその家族に対し事前に説明を行ったうえで、支払の同意を得なければならない。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、彦根市とする。(ただし、緩和型サービスは、彦根市城西、城北、金城、平田、城東学区とする)

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者は、第1号通所事業の利用にあたっては、医師の診断結果や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を本事業所の職員に連絡し、心身の状況に応じた利用を心がける。

(緊急時における対処方法)

第10条 事業所に勤務する職員は、第1号通所事業を実施中に利用者の心身状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第11条 非常災害対策に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(苦情処理)

第12条 提供した第1号通所事業に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、相談窓口を設置し、苦情に対して必要な措置を講ずるものとする。

(個人情報保護)

第13条 第1号通所事業介護従事者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

- 2 第1号通所事業介護従事者は、従事者でなくなった後においても、利用者またはその家族の秘密を守るべき旨を第1号通所事業介護従事者の雇用契約において交わすものとする。

- 3 事業所は、利用者およびその家族の個人情報を利用する場合は、あらかじめ文書により同意を得るものとする。

(損害賠償)

第14条 事業者は、利用者に対する第1号通所事業の提供により賠償する事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第15条 事業者は、利用者の人権擁護、虐待の防止のための、責任者を配置する等必要な体制の整備を行うとともに、従事者に対して研修の機会を確保する。

(災害発生時の対応)

第16条 事業所は、非常災害の発生の際にその事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携および協力を行う体制を構築するよう努める。

(その他運営についての留意事項)

第17条 事業所は、従事者の質的向上を図るための研修の機会を設けるとともに、業務体制の整備に努めるものとする。

2 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人彦根市社会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

この規程は、平成18年 4月 1日から施行する

付 則

この規程は、平成20年 2月 1日から施行する

付 則

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成25年7月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成29年7月10日から施行する。

付 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成30年8月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和2年3月6日から施行する。

付 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和4年12月1日から施行する。